

医療安全管理指針 (患者・家族等の皆様へ)

(目的)

私たち豊見城中央病院は、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に努めます。

(医療安全管理のための基本的な考え方)

安全な医療の提供は、医療の基本であり、当院及び職員個人が医療安全の必要性・重要性を認識し、医療安全管理体制の確立を図り、安全な医療の提供を遂行、徹底する。

(取り組み)

本指針の目的を達成するため、院内に「医療安全管理委員会」及び「医療安全管理室」を設置し、医療安全管理体制を確立するとともに、院内関係者の協議のもとに、「医療安全管理指針」及び「医療安全管理のためのマニュアル等」を作成します。職員はインシデント事例(偶発事象)及びアクシデント(医療事故)を迅速に報告し、医療機関として被害を最小限に留めるとともに、把握した事実をもとに原因分析、改善策を提示します。さらに定期的にマニュアル等を見直し、医療安全管理の強化・充実に努め、職員教育を実施します。

(医療安全管理委員会)

医療安全管理委員会は、病院長、医療安全管理者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者をはじめとする、各部門、各部署の責任者等をもって構成し、以下の内容等を検討、検証します。

1. 医療事故の分析及び再発防止策の検討、並びに委員会によって立案された防止策及び改善策の実施状況の調査及び見直しに関すること。
2. 医療安全管理のためにおこなう、職員に対する指示に関すること。
3. 医療安全管理のための啓発、教育、広報等に関すること。
4. 高難度新規医療技術実施等の安全性に関すること。
5. 医療訴訟に関すること。
6. 医療安全管理の検討及び研究に関すること。
7. その他医療安全に関すること。

(患者相談)

医療安全に関する患者・家族等の皆様からの苦情・相談については、「患者相談窓口」で受付し、当院が実施した医療に関わることについては、医療安全管理者が対応します。

(医療事故)

1. 医療事故が発生した場合、患者の救命、被害の最小化に全力を尽くします。
2. 医療事象レベル3b以上(バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院の延長、外来患者の入院、骨折など)については、速やかに病院長、医療安全管理責任者、医療安全管理者等で情報を共有、医療安全管理委員会で検証し、適切に対応します。
3. 患者・家族等の皆様へ「事実」を誠実かつ速やかに説明します。
4. 必要に応じて「警察」、「医療事故調査・支援センター」等、関係機関への届出、報告を適切に行います。
5. 必要に応じて病院内に「院内医療事故調査委員会」を設置し、事故の検証、再発防止策の検討を行います。